

# ボイラー等運転管理業務委託仕様書

## 第1 基本的事項

新潟県立まつだい診療センター（以下「甲」という。）の適正なボイラー運転業務は、関係法令を遵守するとともに、この仕様書及び契約書に基づき実施するものとする。ただし、仕様書及び契約書に定めていない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならない事項並びに甲と受託者（以下「乙」という。）が協議して定めた事項は、これを遵守しなければならない。

## 第2 一般事項

- 1 甲から乙への指示は直接乙に対して行い、乙は乙の従業員にこの指示を履行させる。
- 2 乙は業務終了後、経営課担当者に報告し確認を受けること。
- 3 委託業務内容について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

## 第3 委託業務

### 1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの月曜日から金曜日  
ただし、祝日及び年末年始の休業期間中は業務を要しない。

### 2 委託業務内容

業務の委託項目及び委託時間等は別紙1のとおりとする。

## 第4 業務に必要な物品等

- 1 ボイラー運転に使用する重油、食塩、ボイラー薬剤は甲の負担とする。
- 2 乙の従業員が着用する被服、名札は乙の負担とする。
- 3 業務で使用する重油、食塩、ボイラー薬剤以外の消耗品等は乙の負担とする。

## 第5 業務実施上の注意事項

- 1 服装及び態度を厳正にし、事故防止に努めること。
- 2 言語、行動に注意し、患者及び来院者に失礼のないように心がけること。
- 3 業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。
- 4 名札を着用すること。

### ボイラー等運転管理委託業務項目

ボイラーの運転時間

4月1日から3月31日      7：00～16：00（休憩1時間を含む）

業務内容		備 考
ボ イ ラ ー  業 務	<p style="text-align: center;">日  常 業 務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 始業・終業点検、運転状況の監視</li> <li>② ボイラー装置の操作については、サーモエナー多管式貫流ボイラー取扱説明書により取り扱うものとする</li> <li>③ 燃料及び水の使用量確認と報告</li> <li>④ ストレージタンクへの蒸気の送気</li> <li>⑤ 軟水器による補給水の適正管理（PH管理）</li> <li>⑥ 病院担当等職員不在時におけるボイラー業務以外の緊急事態発生時の応急的措置の可能業務等</li> </ul>	<p>食塩はセンターで発注</p>
業 務	<p style="text-align: center;">定 期 的 保 守 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬剤器点検、薬剤調合補給</li> <li>② 給水、燃料油ストレージナ掃除</li> <li>③ 給湯、給水管、ポンプ、給水弁、逆止弁の管理</li> <li>④ 燃料入荷時の立会い、地下貯蔵タンクの管理</li> <li>⑤ バーナ掃除（月1～2回）</li> <li>⑥ ボイラーの性能検査の立会い及び説明</li> <li>⑦ その他取扱説明書による必要事項</li> </ul>	<p>薬剤 センターで発注 燃料 センターで発注  性能検査計画、作業はセンターで実施</p>
冷 暖 房 装 置 等 運 転 等	<p style="text-align: center;">操 作 ・ 点 検 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 冷房時期、暖房時期の装置運転業務</li> <li>② 冷暖房実施時の温度計測業務（センター内外）</li> <li>③ シーズン直前における循環水のブロー及び膨脹槽の掃除（冷暖共有）</li> <li>③ ボイラー室内における配管ライン、ラインポンプ等及び配管付属の部品（バルブ、エアー抜き、計器等）の保守管理、点検及び清掃</li> <li>⑤ 温水缶No.1、2号のシーズン前におけるバーナ掃除及び缶体煤払い</li> <li>⑥ クーリングタワーの清掃及び薬剤注入の管理</li> <li>⑦ 冷暖房運転時の薬剤投入の管理</li> </ul>	<p>設備の故障はセンターで対応する。ただし、小修繕等受託者において修理可能なものは受託者が対応し、これに要した費用はセンターの負担とする（要報告）</p> <p>冷暖房切り替え業務</p>